

# 令和6年度奈良県版レッドデータブック改訂業務 公募型プロポーザル実施説明書

## 1 趣旨

令和6年度奈良県版レッドデータブック改訂業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の目的

奈良県希少野生動植物の保護に関する条例の対象となる動植物を明らかにし、野生動植物の保護対策を講じる上での基礎資料を整備する。また、生物多様性の保全とその持続的な利用の普及啓発を図り、環境アセスメント等、開発行為と自然保護の調整を図る上での基礎資料として活用するため、「奈良県版レッドデータブック」及び「奈良県野生生物目録」の改訂作業を4年間で行う。令和6年度は改訂委員会を2回開催して完成版イメージを決定すると共に、分科会による年間調査を実施する。

## 3 業務概要

### (1) 業務名

令和6年度奈良県版レッドデータブック改訂業務

### (2) 業務内容

業務仕様書記載のとおり

### (3) 委託上限額

12,551,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月曜日）まで

## 4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申

立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。

- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。
- (7) 奈良県建設工事等請負資格者のうち建設コンサルタント「環境」部門に登録を受けていること。又は物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札資格者名簿に登録され、かつ営業種目「Q4」（③調査分析業務）に登録が認められること。
- (8) 平成25年度以降において、国または地方公共団体から環境調査業務（現況調査から環境影響調査報告書の作成まで）、生物多様性地域戦略又はレッドデータブック作成・改訂業務を受託し、履行した実績を有していること。
- (9) 管理技術者が、技術士（建設部門：建設環境、又は環境部門：自然環境保全）の資格を有していること。かつ担当技術者を置き、うち1名以上が生物分類技能検定登録者であること。

## 5 参加方法

### (1) 説明会

本プロポーザルの実施にかかる説明会は行わない。

### (2) 参加表明書等の提出

#### ①提出物

企画提案に参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

- ・参加表明書（様式1-1）
- ・同類業務実績（様式1-2）

様式1-2には、上記4参加資格（8）に該当する実績を記載すること。

また、実績を証する契約書写し等を添付すること。

#### ②提出方法および提出先

持参または郵送により下記へ提出すること

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県庁 水循環・森林・景観環境部 景観・自然環境課 自然環境係

電話：0742-27-8757

※持参の場合は土曜日、日曜日、および祝日を除く午前9時から午後5時までの受付とする。郵送する場合は、奈良県庁に提出書類が配達された日時が証明できる方法によること。期限を過ぎた書類は受け付けない。

③参加表明書等提出期限

令和6年3月6日（水曜日）午後5時（必着）

(3) 参加表明書等に関する質問および回答

①質問受付および回答

参加表明書等にかかる質問は、公告の日から令和6年2月29日（木曜日）午後5時まで受け付ける。質問への回答は全てまとめて令和6年3月1日（金曜日）午後4時ごろに奈良県 景観・自然環境課ホームページにて公開する。ただし、質問者の氏名等は公開しない。

②質問の方法

質問票（様式2）により、下記宛てファックスにより提出すること。ファックス送信後は必ず送信した旨、電話により連絡をすること。電話、メール、来訪等による質問は受け付けない。

質問票送信先ファックス：0742-22-8276

確認電話先：0742-27-8757

6 選定、非選定の通知

参加表明書等を提出した者のうち、参加資格を有すると確認された者を企画提案書の提出を依頼する者として選定する。

(1) 通知方法

参加表明書を提出した者には、選定または非選定の通知をする。このうち、選定する者に対しては企画提案書の提出を書面により依頼し、非選定の通知をした者に対しては、その理由を書面により通知する。

(2) 非選定理由の説明請求

非選定通知を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内にその理由の説明を求めることができる。

非選定理由の説明請求は任意様式によるものとし、受付方法は持参または郵送とする。非選定理由の説明は、書面により行うこととし、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の休日を除く）以内の消印で郵送する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出物

参加表明に対し、選定の通知を受け、企画提案の依頼を受けた事業者は、次の書類を作成して提出すること。なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けないものとする。

### ①企画提案書（任意様式）

仕様書に記載の業務内容に沿って、効率的、効果的な業務を行うための具体的な提案を行うこと。提案はA4用紙10枚以内とし、本文の文字は12ポイントを基本とすること。表紙には業務名を明記すること。

### ②業務実施体制（任意様式）

仕様書に記載の業務を実施するための職員配置人数、役割分担、担当者の所持資格等について記載し、精度の高いレッドデータブック改訂を行うための実施体制について提案すること。提案はA4用紙1枚以内とすること。

### ③見積書（任意様式）

業務の実施に必要な経費について、内訳を明記した見積書を作成すること。

## (2) 企画提案書等の提出部数

各書類につき、正本1部、副本7部を提出すること。なお、副本については、提案者を特定、類推することができるような記載や表現（ロゴマーク等）を消しておくこと。

## (3) 企画提案書等の提出方法および提出先

持参または郵送により下記へ提出すること

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県庁 水循環・森林・景観環境部 景観・自然環境課 自然環境係

電話：0742-27-8757

※持参の場合は土曜日、日曜日、および祝日を除く午前9時から午後5時までの受付とする。郵送する場合は、奈良県庁に提出書類が配達された日時が証明できる方法によること。期限を過ぎた書類は受け付けない。また、提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに書類提出先まで連絡すると共に、辞退届（様式3）により通知すること。

## (4) 企画提案書等の提出期限

令和6年3月21日（木曜日）午後5時（必着）

## (5) 企画提案書等に関する質問および回答

### ①質問受付および回答

企画提案書等にかかる質問は、企画提案の依頼日から令和6年3月12日（火曜日）午後5時まで受け付ける。質問への回答は、全てまとめて令和6年3月13日（水曜日）午後4時ごろに奈良県 景観・自然環境課ホームページにて公開する。ただし、質問者の氏名等は公開しない。

### ②質問の方法

質問票（様式2）により、下記宛てファックスにより提出すること。

ファックス送信後は必ず送信した旨、電話により連絡をすること。電話、メール、来訪等による質問は受け付けない。

質問票送信先ファックス：0742-22-8276

確認電話先：0742-27-8757

## 8 参加の辞退

参加表明書等の提出後、選定の通知後、もしくは企画提案書の提出後に、参加を辞退する事情が生じた場合は、速やかに上記提出先に電話にて連絡するとともに、辞退届（様式3）を提出すること。

## 9 企画提案書の審査

### (1) 審査方法

①審査は企画提案書等提出物による書類審査、および対面でのプレゼンテーション審査で行う。

②県が別途設置する令和6年度奈良県版レッドデータブック改訂業務に係るプロポーザル選定委員会は、企画提案書等提出物およびプレゼンテーションの内容を審査し、最も高い評価を得た事業者を受託者として特定する。総得点が同点の場合は、企画提案力の得点・業務遂行力・見積価格の得点の順に高得点の者を上位とする。ただし、総得点が6割未満の提案を行ったものは受託者として特定しない。

③提案者が1者の場合は、評価基準による総得点が6割以上あり、かつ、契約の相手方として適当であるとプロポーザル選定委員会で承認された者を受託者として特定する。

### (2) 選定基準

選定委員会の審査は、以下の基準により行う。

評価項目		評価基準	配点
企画 提案力 配点 50点	①趣旨・目的	事業趣旨を的確に捉え、目的が明確である場合に優位に評価	5点
	②改訂委員会・分科会の運営、進行管理方法	運営手法、進行管理方法に工夫があり、効率的、効果的な会議が見込まれる場合に優位に評価	15点
	③分科会の活動支援方法	分科会ごとの特性に配慮した方法を提案している場合に優位に評価	15点
	④年次取りまとめ、改訂版体裁案の作成方法	各改訂委員、各分科会の意見集約に工夫が見られる場合に優位に評価	15点
業務 遂行力 配点 40点	⑤実施体制	業務遂行に柔軟に対応できる組織体制であり、自然環境調査関連の有資格者を適正に配置している場合に優位に評価	20点
	⑥業務実績	平成25年度以降において、類似業務の受注実績があれば評価。	20点

見積 価格 配点 10点	⑦見積価格	提案内容を実現するための経費が漏れなく盛り込まれており、妥当な金額である場合に優位に評価	10点
合計			100点

### (3) 審査結果

企画提案書の提出者宛に書面により審査結果を通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

### (4) 審査結果の公表

審査結果については、奈良県 景観・自然環境課ホームページへの掲載等により公表する。

## 10 契約の締結

### (1) 契約の締結

県は、審査の結果、受託者として特定された者と事業内容、契約内容等について協議の上、奈良県契約規則に基づき、速やかに随意契約による委託契約を締結するものとする。なお、審査の結果を踏まえ、提案内容の変更を求めることがある。

受託者として特定された者との協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった者（ただし総得点の6割以上の評価があること）と同様の手続きを行うこととする。

### (2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を契約締結時に納付するものとする。ただし、契約者が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項のただし書き各号に該当する者であるときは、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、それを証明する書類を提出するものとする。

### (3) 委託費の支払い

委託費は、事業完了後、県が検査を行い、適正と認められた場合支払うこととする。

## 11 契約の不締結

受託者の特定後、契約締結までの間に、受託者として特定された者について、次のいずれかの事由に該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下

同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下、「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く。)において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、若しくは警察に届け出なかったとき。

## 1.2 契約の解除

契約締結後であっても、契約の相手方が1.1の(1)から(8)までのいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合、契約を解除し受託者を変更することがある。

また、受託者は、上記により契約を解除された場合、損害賠償金を納付しなければならないものとする。

## 1.3 その他

- (1) 本公告による契約は、本件にかかる令和6年度当初予算の議決を条件とする。本件にかかる予算が議決されなかったときは、本公告に基づく手続き、契約の一切は無効となる。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。ただし、本プロポーザルの係る審査以外には利

用しない。

- (5) 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開することはない。
- (6) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

#### 1.4 担当部署（問い合わせ先）

奈良県 水循環・森林・景観環境部 景観・自然環境課 自然環境係

電話：0742-27-8757

ファックス：0742-22-8276

住所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎4階